阿武町定住奨励金一覧表

問い合わせ　役場まちづくり推進課　☎０８３８８-２-３１１１

※令和７年３月３１日までの間行っています。期間中の２年以内に申請をお願いします。
※定住される方が対象ですので、一定の期間内に転出された場合は奨励金を返還していただくことになりますのでご注意ください。
※申請書提出後、３か月に１回の審査会を経て交付が決定されます。

種　類	交　付　金　額	内　　容	必要書類
Ｕターン奨励金	（１）単身世帯　100,000 円 （２）家族世帯　200,000 円	定住意思のある 65 歳未満の方が、就業の為にＵターンされた場合。 ※中学生以下１人につき 10 万円を加算。（上限 30 万円） （例）家族世帯で、中学生以下 3 人のお子さん連れの場合は 50 万円	□ Ｕターン奨励金交付申請書（様式第１号）
Ｉターン奨励金	（１）単身世帯　100,000 円 （２）家族世帯　200,000 円	定住意思のある方がＩターンされた場合。 ※中学生以下１人につき 10 万円を加算。（上限 30 万円） （例）家族世帯で、中学生以下 3 人のお子さん連れの場合は 50 万円	□ Ｉターン奨励金交付申請書（様式第２号）
就業支度金	(1)新卒町内就業 100,000 円 (2)新卒町外就業 50,000 円	町に住所を有し、定住意思のある方が町内または通勤可能な町外の事業所に新卒就業された場合。	□ 就業支度金交付申請書（様式第３号）
	農林水産業就業 150,000 円	定住意思のある 50 歳未満の方が新規に町内で農林水産業に就業された場合。	□ 就業支度金交付申請書（様式第３号） □ 確定申告書等経営がわかる書類
結婚祝金	100,000 円	町に住所を有し、定住意思のある方が結婚された場合。	□ 結婚祝金交付申請書（様式第４号）
結婚新生活支援補助金	夫婦ともに 39 歳以下で前年の世帯所得 500 万円未満の世帯が結婚された場合、30 万円を上限として住宅取得、賃貸費用、引越費用、住宅リフォーム費用を補助。夫婦ともに 29 歳以下である場合は 60 万円を限度とする。		(1)結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (2)戸籍謄本（全部事項証明）または婚姻届受理証明書 (3)住民票の写し（世帯全員のもの） (4)夫婦の所得証明書（申請日の属する年の１月１日現在において本庁に住所がない者は前住所地分） (5)夫婦の納税証明書（申請日の属する年の１月１日現在において本庁に住所がない者は前住所地分） (6)補助対象物件及び家賃、引越費用の見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類（見積書等） (7)貸与型奨学金の返還額が分かる書類（奨学金ある場合） (8)住宅手当の支給ある場合（手当ある場合） (9)その他町長が必要と認める書類 ※ (2)～(5)の書類については同意書により省略可
出産祝金	（１）第１子　200,000 円 （２）第２子　300,000 円 （３）第３子　500,000 円 （４）第４子以上　1,000,000 円	町に住所を有し、定住意思のある方がお子さんを出産された場合。 ※第４子以上は一律 100 万円	□ 出産祝金交付申請書（様式第５号）

裏面あり

住宅取得 補助金	１．基本補助金 ①～④のいずれかの方が住宅を取得された場合、対象経費の 10 分の 1 の額を補助します。 ①新婚世帯　②子育て世帯　③I ターン者　④U ターン者（65 歳未満） （１）新築住宅取得（150 万円が上限） （２）中古住宅取得（30 万円が上限） ２．加算補助金 （１）町内建築業者の施工で新築住宅を取得された場合は、基本補助金に 50 万円を加算。 （２）町が販売する分譲宅地を購入し住宅を新築された場合は、基本補助金に 30 万円を加算。	□　住宅取得補助金交付申請書(様式第 6 号) □　世帯全員の住民票の写し(住所移転後) □　納税(完納)証明書又は非課税証明書※滞納のない証明 □　位置図、住宅配置図及び住宅平面図 □　不動産登記事項証明書の写し □　建築に係る契約書及び売買契約書の写し □　領収書の写し □　誓約書(様式第 8 号) □　その他町長が必要と認める書類
空き家 リフォーム 補助金	１．リフォーム補助金 （１）　町の空き家バンクに登録された物件を、町内の建築業者の施工により 50 万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の 2 分の 1 の額。(100 万円が上限) （２）　町の空き家バンクに登録された物件を、町外の建築業者の施工により 50 万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の 2 分の 1 の額。(75 万円が上限) ※外構工事など、住宅本体以外の工事及び備品購入費等は除きます。事前にご相談ください。 ２．不要物の撤去補助金 町の空き家バンクに登録された物件を、町内の業者に委託して 10 万円以上の一般廃棄物処理を適正に行った場合、補助対象経費の２分の１の額。(30 万円が上限)	□　空き家リフォーム補助金交付申請書(様式第 7 号) □　世帯全員の住民票の写し(住所移転後)※空き家の利用者の場合 □　納税(完納)証明書又は非課税証明書※滞納のない証明 □　契約書の写し及び事業に要した費用の内訳が確認できる書類 □　領収書の写し □　誓約書(様式第 8 号)※７号の裏面 □　事業を実施した箇所の写真(着手前と完了後) □　その他町長が必要と認める書類
家賃補助金	新たにＵＩターン世帯が町内の賃貸住宅に入居された場合、家賃の 2 分の 1 の額を 2 年間補助 （上限：月 2 万円）	□　申請者の住民票の写し（本人のみ） □　契約書の写し □　家賃に光熱水費等が含まれる場合は、家賃内訳証明書（様式第９号） □　領収書の写し又は支払の分かる書類 □　勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当支給証明書（様式第 10 号） □　その他町長が必要と認める書類

阿武町ＨＰにも掲載していますのでご確認ください。(http://www.town.abu.lg.jp/guide/teizyushoureikin/)　(R5.4)